貴族院議長上奏華族令中改正ニ關スル
御諮詢ノ件決議書

右謹テ奏ス

明治三十二年三月六日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

勅令三九	一臺灣總督府文官ノ服制ヲ改正ス（内務省ノ餘ニ載ス）	一月十七日	
勅令三二四	一臺灣總督府法院判官檢察官及書記ノ服制ヲ定ム（同上）	七月四日	
勅令三二四	一在臺灣陸軍軍人ノ白襪ニ白布ヲ金下（陸軍省ノ餘ニ載ス）	七月七日	
勅令三七三	一明治三十年勅令第二十四號（臺灣總督府機關長等服制ノ件）中ヲ改正ス（内務省ノ餘ニ載ス）	八月十二日	
	廳府縣		
勅令二九四	一北海道廳森林監守ノ服制ヲ定ム（内務省ノ餘ニ載ス）	六月二十日	

宮甲五

明治三十二年三月四日

内閣書記官

内閣書記官長

内閣總理大臣

外務大臣

大蔵大臣

海軍大臣

遞信大臣

陸軍大臣

司法大臣

文部大臣

農商務大臣

黒田議長

貴族院議長上奏華族令中改正ニ関スル
御諮詢ノ件決議書

宮内大臣ヘ通牒案

別紙貴族院議長上奏華族令中改正ニ関スル御諮詢ノ件決議書ハ御覧相濟候ニ付及御送付候也

明治三十三年三月　日　内閣總理大臣

（貴族院上奏ノ原書ヲ添フ）

華族令中改正ニ関シ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件議決セリ依テ御執奏相成度此段申進候也

明治三十二年三月三日　貴族院議長公爵近衛萬麿

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

貴族院ハ華族令中改正ニ関スル御諮詢ノ件ニ對シ謹テ院議ヲ盡シ茲ニ其ノ議決スル所ヲ具シ伏テ　聖裁ヲ仰ク

明治三十二年三月三日

貴族院議長公爵近衛篤麿　印

第一條　凡ソ爵ヲ授クルハ勅旨ヲ以テシ宮内大臣之ヲ奉行ス

第三條　爵ハ男子ノ家督相續人ヲシテ之ヲ襲カシム

養子、入夫、指定若ハ選定家督相續人ハ左ニ掲クル者ニ非サレハ爵ヲ襲クコトヲ得ス

但シ華族ニ列セラル、前推定又ハ指定家督相續人ト為リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　六親等内ノ血族

二　血統アル本家又ハ同家ノ家族若ハ分家ノ戸主又ハ家族

三　華族

第四條　家督相續人ハ相續開始ノ後速ニ宮内大臣ヲ経由シ襲爵ノ請願ヲ為スヘシ

第五條　華族ノ家ニ於テ相續開始ノ後其ノ法定家督相續人女子ナルトキハ入夫又ハ養子カ家督相續ヲ為シタル後襲爵ノ請願ヲ為スヘシ

第六條　華族ノ家ニ於テ相續開始ノ後爵ヲ襲クヘキ家督相續人ナキトキハ華族ノ栄典ヲ失フ但シ女子ナル法定家督相續人アル場合ハ此ノ限ニアラス

第八條　華族戸主ノ戸籍ニ属スル祖父母、父母及嫡長子孫及其ノ妻ハ倶ニ華族ノ禮遇ヲ享ク

第九條　華族ノ身分ハ宮内大臣之ヲ管掌ス

第十條　婚姻、養子縁組、隠居若ハ家督相續人ノ指定ニ就キテハ戸籍吏ニ届出ツル前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

家督相續人ノ選定ニ就キテハ其ノ確定以前
豫メ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ
宮内大臣ノ許可ナクシテ養子、入夫又ハ指定
若ハ選定家督相續人ト為リタル者ハ爵ヲ
襲クコトヲ得ス許可ヲ受ケスシテ隱居ヲ為
シタル者ノ家督相續人亦同シ
第十一條　華族外ノ他家ニ在ル者ノ入籍ニ就
キテハ戸籍吏ニ屆出ツル前宮内大臣ノ許
可ヲ受クヘシ
許可ナクシテ入籍シタル者ハ華族ト稱ス
ルコトヲ得ス
第十二條　華族ノ戸主ハ其ノ子弟ヲシテ相
當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フヘシ
第十三條　華族ノ戸主ハ相續及家政上ノ関
係ヲ定ムル為ニ法律命令及華族ニ関スル
規定ノ範圍内ニ於テ家範ヲ定ムルコトヲ得
第十四條　華族ノ戸主華族ノ品位ヲ傷ツ能
ハサル者ハ栄典ヲ辞スルコトヲ得

華族令中改正
御諮詢案
右恭シク
聖裁ヲ仰ク
明治三十一年十二月八日
内閣總理大臣侯爵山縣有朋

内閣

内閣

国立公文書館
National Archives of Japan

宮甲五

明治三十一年十二月六日　内閣書記官

内閣書記官長

内閣總理大臣

外務大臣

大蔵大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

華族令中改正ノ儀貴族院ヘ御諮詢ノ件

別紙ノ通宮内大臣ヨリ照會ニ付左案ノ通

貴族院ヘ提出相成然ルヘシ

提出案

華族令中改正ニ関シ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件

右

勅旨ヲ奉シ貴族院ニ提出ス

内閣總理大臣

参照

貴族院令

第八條　貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ関ル條規ヲ議決ス

宮内省調査課甲第五一號

華族令中改正ノ件貴族院ヘ御諮詢被為在候條提出方可然御取計相成度別紙改正按相添此段申進候也

明治三十一年十二月六日

宮内大臣子爵田中光顕

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

甲亜

宮内省達甲第　號

華族

明治十七年七月七日達華族令第三條第四條第七條第九條左ノ通改正シ第八條中「戸籍及」ノ三字ヲ刪除ス

明治　年　月　日

奉勅　宮内大臣

第三條　爵ハ男子ノ家督相續人ヲシテ之ヲ襲カシム

国立公文書館
National Archives of Japan

左ニ掲クル者ニ非サレハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但華族ニ列セラル、前推定家督相續人ト爲リタル者ハ此限ニアラス

一　大親等内ノ血族

二　血統アル分家ノ戸主

三　血統アル本家若クハ分家ノ家族

四　華族ノ籍内ニアル者

家督相續人ハ相續開始ノ後速ニ宮内大臣ヲ經由シ襲爵ノ請願ヲ為スヘシ

第四條　華族戸主死亡ノ後六ヶ月以内ニ爵ヲ襲クヘキ家督相續人ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第七條　華族ハ精神若クハ身體不治ノ重患ニ因ルニ非サレハ隱居ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ為シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第九條　婚姻、養子縁組、隱居若クハ家督相續人ノ指定ニ就キテハ戸籍吏ニ屆出ツル前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

家督相續人ノ選定ニ就キテハ其確定以前

豫メ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

華族令中改正理由書

現行華族令ハ法典未タ完備セサル時代ノ制定ニ係ルモノニシテ華族タル特別ノ身分ト國民タル普通ノ身分トヲ混一セルヲ以テ民法實施ノ今日其規定ト相抵觸スルヲ免レス為ニ改正ノ必要ヲ生セリ依テ本按ハ主トシテ此點ニ注意シ專ラ華族トシテ其榮典ヲ保有セントト欲スル者ニ對シ特別ナル身分上相當ノ規定ニ依遵セサルヘカラサルモノトシ而シテ華族ノ榮典ニ關セス單ニ國民トシテ其意思ヲ遂行セントト欲スル者ニ對シテハ民法ノ規定ニ據ル自由ヲ妨ケサルモノトシ以テ普通法ト特別法ト両者ヲシテ圓滑ニ併

行セシメントスルノ方針ヲ採レリ

華族令別冊ノ通被　仰出候ニ付此旨相達候事

明治十七年七月七日

奉勅

宮内卿伊藤博文

華族一般

国立公文書館
National Archives of Japan

華族令

第一條　凡ソ爵ヲ授クルハ　勅旨ヲ以テシ宮内卿之ヲ奉行ス

第二條　爵ヲ分テ公侯伯子男ノ五等トス

第三條　爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但現在女戸主ノ華族ハ將來相續ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮内卿ヲ經由シ授爵ヲ請願スヘシ

第四條　嗣今有爵者又ハ戸主死亡ノ後男子ノ相續スヘキ者ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第五條　有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク

第六條　華族戸主ノ戸籍ニ屬スル祖父母、父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ俱ニ華族ノ禮遇ヲ享ク

明治二十七年六月三十日宮内省達甲第二號ヲ以テ本條ヲ追加ス

第七條　本人生存中相續人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス

但刑法又ハ懲戒ノ處分ニ由リ爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削ラレ更ニ特旨ヲ以テ相續人ニ授クル者ハ此例ニ在ラス

第八條　華族ノ戸籍及身分ハ宮内卿之ヲ管掌ス

第九條　華族及華族ノ子弟婚姻シ又ハ養子セントスル者ハ先ツ宮内卿ノ許可ヲ受クヘシ

第十條　華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フヘシ

第十一條　華族ハ相續及家政上ノ關係ヲ定ムル爲ニ法律命令及華族ニ關スル規定ノ範圍内ニ於テ家範ヲ定ムルコトヲ得

第十二條　家範ハ宮内大臣ノ認許ヲ經ヘシ其條項ヲ改正增補スルトキ亦同シ

第十三條　華族ノ戸主ニシテ監視ニ付セラルヘキ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ華族ノ稱ヲ除キ其爵位ヲ返上セシム

第十四條　第五條及第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ前條ニ當ルトキハ其禮遇ヲ禁止シ位記アル者ハ之ヲ返上セシム

華族ノ嫡長子孫ニシテ前條ニ當ルトキハ華族ノ榮典ヲ繼承スルコトヲ得ス

第十五條　華族ノ戸主及第五條第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其禮遇ヲ停止ス

一　禁錮ノ刑ニ處セラレ其刑期間ノ者

二　刑事ノ訴ヲ受ケ勾留又ハ保釋若クハ責付中ノ者又ハ監視中ノ

国立公文書館
National Archives of Japan

者

三　家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

四　第十條ノ義務ヲ充タサヽル者

五　華族ノ品位ヲ保ツ能ハサル者

第十六條　華族タルノ體面ヲ汚辱スル失行アル者ハ第十三條第十四條又ハ第十五條ニ依リ處分ス

第十七條　華族ノ品位ヲ保ツ能ハサル者ハ榮典ヲ辭スルコトヲ得

第十八條　第十三條乃至第十七條ノ處分ハ勅裁ヲ仰キ宮内大臣之ヲ行フ但第十五條第四第五第十六條及第十七條ノ處分ニ付テハ華族中ヨリ勅選セラレタル七名以上ノ委員ヲシテ評議セシメ勅裁ヲ仰

クヘシ

国立公文書館
National Archives of Japan

華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件

国立公文書館
National Archives of Japan

宮内省達甲第　號

華族

明治十七年七月七日達華族令第三條第四條第七條第九條左ノ通改正シ第八條中「戸籍及」ノ三字ヲ刪除ス

明治　年　月　日

奉勅

宮内大臣

第三條　爵ハ男子ノ家督相續人ヲシテ之ヲ襲カシム

左ニ掲クル者ニ非サレハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但華族ニ列セラル、前推定家督相續人ト爲リタル者ハ此限ニアラス

一　六親等内ノ血族

二　血統アル分家ノ戸主

三　血統アル本家若クハ分家ノ家族

四　華族ノ籍内ニアル者

家督相續人ハ相續開始ノ後速ニ宮内大臣ヲ經由シ襲爵ノ請願ヲ爲スヘシ

第四條　華族戸主死亡ノ後六ヶ月以内ニ爵ヲ襲クヘキ家督相續人ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第七條　華族ハ精神若クハ身體不治ノ重患ニ因ルニ非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ爲シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第九條　婚姻、養子緣組、隱居若クハ家督相續人ノ指定ニ就キテハ戸籍吏ニ屆出ツル前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

家督相續人ノ選定ニ就キテハ其確定以前豫メ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

華族令中改正理由書

現行華族令ハ法典未タ完備セサル時代ノ制定ニ係ルモノニシテ華族タル特別ノ身分ト國民タル普通ノ身分トヲ混一セルヲ以テ民法實施ノ今日其規定ト相抵觸スルヲ免レス爲ニ改正ノ必要ヲ生セリ依テ本案ハ主トシテ此點ニ注意シ專ラ華族トシテ其榮典ヲ保有セント欲スル者ニ對シ特別ナル身分上相當ノ規定ニ依遵セサルヘカラサルモノトシ而シテ華族ノ榮典ニ關セス單ニ國民トシテ其意思ヲ遂行セント欲スル者ニ對シテハ民法ノ規定ニ據ルノ自由ヲ妨ケサルモノトシ以テ普通法ト特別法ト兩者ヲシテ圓滑ニ併行セシメントスルノ方針ヲ採レリ

国立公文書館
National Archives of Japan